

**「フィルタリング普及啓発アクションプラン 2007」に基づく
取組の成果及び今後の取組について
(フィルタリングソフトメーカー)**

2008年8月27日

デジタルアーツ株式会社
ネットスター株式会社
アルプス システム インテグレーション株式会社
株式会社アイキューエス
トレンドマイクロ株式会社
ヤフー株式会社
サイバーリンクトランスデジタル株式会社
AOSテクノロジーズ株式会社
財団法人インターネット協会

・ 2007 年度の取組み状況

フィルタリングソフトメーカー各社は、2007 年 6 月に策定した「フィルタリングの普及啓発アクションプラン 2007(フィルタリングソフトメーカー)」に基づき、フィルタリングソフトの普及啓発に向けた取組を進めてきており、具体的には、以下のようなアクションを実施した。

- ・ 青少年のインターネット利用実態やフィルタリングの普及状況等に関する調査として「インターネットを利用している子どもの保護者 3000 人アンケート」を実施(2008 年 1 月)
- ・ リーフレット『フィルタリングを知っていますか?』の改版・発行(2008 年 2 月) 教育機関や PTA 等を通じた配布(2008 年 7 月までに約 1 万 5 千部配布)
- ・ 2007 年度はフィルタリング普及啓発セミナーを 94 回開催、2008 年度は予定を含み既に 71 回開催(2008 年 8 月 27 日現在)。
- ・ フィルタリング情報ポータルサイト「フィルタリング、知っていますか?」の公開、無償体験ソフトの紹介
- ・ 新聞・雑誌等のメディアへの取材対応や記事掲載、メーカー各社の Web サイトやメールマガジン等を通じた情報提供
- ・ 販売店店頭での製品説明
- ・ フィルタリングソフトの機能強化・改善
- ・ 国や地方公共団体との連携

．今後のアクションプラン

総務省の調査¹によると、フィルタリングソフトの認知率は85.8%に増加し、2007年度アクションプランの目標を達成したと言える。しかし、2007年度の保護者向け調査（2007年11月～2008年3月の講演先で保護者より座談会形式にてヒヤリング）によると、家庭でのフィルタリングソフトの利用はいまだ進んでいないのが実状である。このような状況に鑑み、フィルタリングソフトメーカーは連携し、引き続きフィルタリングの普及啓発に努めていく。具体的には、以下のような取組の実施を予定している。

1．青少年のインターネット利用実態の調査

青少年のインターネット利用実態やフィルタリングの普及状況等に関する調査を行い、調査結果の分析を行った上で、下記の講演・セミナーやポータルサイト、各種メディアへの取材等において情報提供を行う。

2．冊子・ビデオ等の配布

フィルタリングについての情報を分かりやすく伝達するための冊子やビデオを、講演会、講習会、セミナーやインターネットにおいて配布・上映するとともに、PTA等の関係機関に対して、保護者への周知を要請する。

3．講演・セミナー等の実施

政府や地方公共団体、他団体などが主催する講演会、講習会、セミナーへ講師を派遣するとともに、「インターネット利用アドバイザー」等との連携により、地域での展開も視野に入れた体制作りを行う。あわせて、新たな社会問題、インターネットトラブル等を踏まえて教材の更新を行い、これらの講習会やセミナーで使用する。

4．フィルタリングに関する情報提供

フィルタリング情報のポータルサイト「フィルタリングを知っていますか？」の運用と更新を行い、インターネットを通じて、フィルタリングに関する情報発信や、フィルタリングソフト無償体験版の案内を行う。また、新聞・雑誌など各種メディアへの取材対応や記事掲載、メーカー各社のメールマガジン等を通じて、フィルタリングに関する情報提供などの広報活動を行うことにより、利用者のフィルタリングの認知度や利用度向上に努める。

また、メーカー各社は、フィルタリングソフトのブロック方法やデータベースの作成方法等について、Webサイトや冊子等の中で積極的に説明を行うこと

¹ 平成19年度（2007年度）電気通信サービスモニターに対する第2回アンケート調査。

で、フィルタリングソフトの仕組みについて利用者が明確に理解できるように努める。

5．フィルタリングの機能強化・改善

レイティング/フィルタリング連絡協議会において、有識者とともに現行のフィルタリングの課題について検討を行い、昨今の CGM サイトの増加を受けた新たなウェブ利用に伴うリスクへの対応の方向性等を提示し、必要な対応を行う。

また、フィルタリングソフトの機能強化やフィルタリング結果の精度向上に努めるとともに、利用者が容易にインストールや設定が行えるよう利便性の向上に努める。

6．国や地方公共団体との連携

国や地方公共団体が行うフィルタリング普及啓発活動に対し、フィルタリングに関連する情報提供や関連会議やイベントへの参加等の対応を積極的に行う。

．備考

2008年6月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が成立し、来年6月までに施行されることとなっている。本法に基づき策定されることとなっている基本計画には、フィルタリングの普及啓発等が盛り込まれる予定であることから、具体的な内容が判明次第、必要に応じて本アクションプランを見直すことも視野に入れつつ、．の取組を進めることとする。

以上